

最高裁昭和四一年（行ツ）第二六号、四二・六・二〇判決

判 決

上告人 Y1

被上告人 京都府地方労働委員会

被上告人 中央競馬労働組合

右当事者間の大阪高等裁判所昭和三七年（ネ）第六七六号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和四一年一月二七日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 Y2 の上告理由について。

論旨は、要するに、上告人の所論行為が労働組合法七条三号の不当労働行為に該当するとした原審の判断に経験則違反、審理不尽、右法条の解釈を誤った違法がある、という。

しかし、原審の右判断は、その確定した事実関係の下においては是認できないわけではなく、その過程に所論の違法あるを見出し難い。

されば、論旨は、排斥を免かれない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。